

新型コロナウイルス 核酸増幅検査(LAMP法)のお知らせ

海外渡航でPCR法の証明が必要な方は、お問い合わせください。

◆ 新型コロナウイルス感染症 検査のご案内

2020年7月17日厚生省は、新型コロナウイルス感染検査(LAMP法)について、唾液を用いた検査を認可しました。これを受け当健康管理センターでも、以前よりご要望のあった自費による新型コロナ感染検査を、発熱や呼吸症状等のない無症状者を対象に実施することになりました。この機会にご利用いただきたく、ご案内いたします。

“新型コロナ核酸増幅検査(LAMP法)について”

新型コロナウイルスの遺伝子を見つける検査です。LAMP法はPCR法と同じく、検体(唾液)からコロナウイルスのRNAを検出する方法で、厚生省により、PCR法と同等の精度が認められています。DNA増幅効果が高く、コロナウイルスの遺伝子がわずかでも含まれていれば短時間で検出できる、非常に感度の高い検査です。PCR法と同じく、陽性とする率(感度)は70%くらいと言われています。

唾液の自己採取による検査のため負担が少なく手軽に検査が可能です

新型コロナウイルス核酸増幅検査(LAMP法) **16,000円税込** (保険適用外)

新型コロナウイルス核酸増幅検査(PCR法) 19,000円税込 (保険適用外) (渡航時PCR検査証明が必要な方のみ)

■ 発熱や呼吸器症状等の自覚症状のある方や、新型コロナウイルス感染の疑わしい方は検査出来ませんので、ご了承ください。

◆ 唾液採取・提出方法

- ・専用の容器(採取セット)にご自身の唾液3mL採取してください。
- ・採取した専用の容器はジッパー付ビニール袋を2重に入れ健康管理センターへ提出して下さい。
(注意点) ◎唾液摂取の前1時間以内の飲食や歯磨き、うがいは控えてください。
◎検体提出時間はAM11:00~12:00 厳守でお願いします。
◎自宅での唾液採取の場合は外袋(大)に保冷剤をいれるなど、4℃管理の徹底をお願いします。

ご予約・お問い合わせ

地域医療機能推進機構

四日市羽津医療センター 健康管理センター

TEL 059-331-1211 (代表)